

静岡県知事公室秘書室気付

平成22年3月5日

静岡県知事

川勝 平太様

「風車問題伊豆ネットワーク」

安林指定解除と公益性の評価・判断について

三筋山水源涵養保安林指定解除を認めないことを求める要望

明るい日差しに春が感じられる季節になりました。貴職にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより県政発展のために精力的にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。空港問題、地域再生、観光など県の発展のためにあらたな視点から政策を打ち出し、スピードをもって実現をめざす貴職の政治姿勢に敬意を抱かされております。

知事にご就任されて以降、県民への県職員の応対も改善され、親切に接してくれるようになった気がいたします。貴職による県政の運営によって県民の心が明るく照らし出されているものと確信いたします。

ところで、東京電力(株)ならびにユーラスエナジージャパン(株)による三筋山風力発電施設建設に関し、このたび建設予定地における水源涵養保安林指定解除が当該事業者より申請されました。この件について森林計画室に質問させていただいたところ、申請受付後の指定解除手続きについてご丁寧なご説明をいただくことができました。このことについても貴職による県政の運営によるものと感謝申し上げます。

森林計画室のご説明によれば、保安林の指定解除は、森林法などの法令等に基づく諸基準に照らし合わせて慎重に審査・判断する、とのことですが、具体的には、当該の案件が電気事業法に係わる事業であることから「公益上の理由」による解除申請になるということです。また、解除申請は、解除に係わる1)用地事情、2)面積、3)実現の可能性、4)代償措置などに関して、申請書類上、詳細な要件を満たすものであるかどうかを国が示している細部基準に照合して慎重に精査したうえで判断され、最終的には保安林が有する「公益的機能の評価」について、法定受託事務として国から付託された知事権限により、森林審議会の答申を得て指定解除の適否が判断されることになるということです。

以上の理解のもとで、本要望では、はじめに保安林のもつ「公益的機能」について

貴職あるいは県の見解をお示しのうえ、「指定解除」が当該地域に与える環境影響の可能性についてご説明くださるようお願い申し上げます。

また、県の事業として整備された稲取駅と河津駅を起点とし天城八丁池に至る天城三筋山遊歩道について、三筋山尾根上のルートをつけ替えまたは廃道にすると聞いております。付け替えあるいは廃道により、このルートの最大のポイントである尾根上からの360°のパノラマを楽しみながら歩くことが出来なくなるばかりか、河津ルートをとった場合は、21基（稲取ルートでは12基）の風車直下を騒音にさらされながら数キロにわたって歩き続けることになり、自然遊歩道の価値は失われてしまうものといえます。このことに関しても「公益性」の観点からご説明を求めます。

次いで、水源涵養保安林の指定解除申請の審査が景観等の問題にかかわるものではないことを承知した上で、「保安林が有する公益性」は風力発電施設建設地域（地点）に限定されるものではなく、相当範囲にわたる広域性をもつものであり、また、代償措置を講じることで解決されえない多岐にわたる問題を残すものであることから、当該地域における保安林指定解除と風力発電施設建設の問題点を指摘し、指定解除により当該地域住民が蒙る可能性がある環境影響上の問題に関して意見を述べさせていただきます。

貴職におかれましては、本要望をご理解くださり、地域住民が抱えている懸念、不安を払拭するご判断のもとで、地域生活の安心・安全の確保を最優先として保安林が有する災害防止等の「公益上の機能」を重く評価し、その代替不可能性をご認識のうえ、事業者の指定解除申請を認めないことを要望するものです。

記

1、三筋山水源涵養保安林指定解除と風力発電施設建設の問題点

- 1) 風力発電施設は三筋山地域を特定して建設しなければならない特別な理由と必然性はない。代替地はほかにある。建設地代替が可能な風力発電施設を水源涵養保安林の指定を解除してまで当該地に建設する必要性は理解できない。
- 2) 風力発電は、新エネルギーとして地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減に寄与するとされるが、太陽光、バイオマス、水力なども同様である。風力による二酸化炭素排出削減効果は代替可能である。新エネルギーの導入拡大は、地域特性により地域の自然エネルギー資源の活用により進められるべきであって、風力に限定されるものではない。伊豆地域においては、太陽光、木質バイオマス、小水力、地熱、温泉熱など自然エネルギーに恵まれており、それらの活用のもとで地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減を図っていくべきものとする。
- 3) 風力発電施設は地域に雇用をもたらさない。間伐などによる残置森林の再生と木質

バイオマス利用の発電施設建設をマッチングさせるならば、二酸化炭素削減に寄与するのみならず、地域雇用を拡大させ、疲弊した地域経済の再生・活性化をうながす産業に発展する可能性が大きい。政府は「森林・林業再生プラン」のもとで温室効果ガスの森林吸収枠を確保し、木材自給率を倍増させるとともに、木材加工や森林観光をふくめて 100 万人の雇用拡大につなげる政策を打ち出している。県もまたこうした政策方向で疲弊した森林再生を図るべきではないか。風力発電施設建設のための保安林指定解除はこうした国の政策に逆行することになる。

- 4) 景観に関する問題は保安林解除の要件ではないが、解除により三筋山尾根上に 21 基もの巨大風車が建設されるならば、景観の問題は無視できない。東伊豆町に関していえば、天目山の 10 基、町営の 3 基など、全 34 基もの風車により全町の山岳風景が損なわれる。観光を主たる産業としている町への影響は甚大である。戦略的に観光を主要な産業の柱として観光立国を目指そうとしている政府の政策に反するものでもある。また、伊豆半島ジオパーク構想の実現の障害になるものと考えられる。
- 5) 三筋山一帯は希少猛禽類の生息地である。山腹の草原は、クマタカなどの狩場として機能し、野鼠やウサギ、鹿など多様な野生動物の住処として豊かな生態系を保っている。保安林は三筋山における生態系保全の重要な役割を担っている。また、このような地域における生態系の連鎖のなかで生物多様性が保存されている。本年度は生物多様性条約第 10 回締結国会議 (COP10) が名古屋で開催され、日本は議長国として率先して生物多様性保全にむけて努力することが求められている。COP10 の事務局では「生物への脅威を減らし、種の絶滅を防ぎ、生態系の復元を目指す」などとして「陸域や海域の少なくとも 15% 以上を保護区とする。」や「劣化した森林を 15% 以上回復させる。」などの目標を掲げて開催に備えていると報道されている。豊かな生態系が保たれている三筋山一帯の水源涵養保安林を解除し、森林伐採や土地の形質変更をとまなう開発行為を認めることは、前記の生物多様性保全の取り組みや理念にもとる決定である。

2、保安林指定解除が地域にもたらす影響について

- 1) 三筋山尾根直下は、東伊豆町側は白田川 (堰口川)、河津町側は佐ヶ野川の最上流部にあたり、両川の水は、農業用水としてはもとより、東伊豆町ではほぼ全町の水道水として、河津町では流域住民の飲用水として利用されている。両川ともに水源は三筋山一帯にあり、指定の解除が申請されている国有林内にも複数の湧水地があって両川を潤している。
- 2) 三筋山一帯は、スコリアなど火山性のもろい地質で形成され、地形は急峻である。したがって、白田川上流部では大雨のたびにしばしば山腹が崩落し、10 キロほどの落差の大きい流域を濁流となって駆け下り、河口部海域に土砂を堆積させ、イセエビやアワビの生息環境を損なっている。また、差ヶ野川では、本流である

河津川が緩やかな平川であるため、ひとたび土砂が流れ込めば海へと流出しにくく、川底に堆積した土砂により鮎などの成育環境が損なわれることが懸念される。

- 3) 前記1) 2) に記した地質、地形、河川環境、水利用実態を考慮したとき、水源保安林指定解除がもたらす地域の環境影響は、土砂災害や水害防止機能が損なわれるばかりでなく、地域生活基盤そのものの破壊がもたらされる可能性がある。さらに海産物等への影響を考えれば、産業にも被害を与えかねないところがある。
- 4) 風力発電建設が二酸化炭素排出削減に役立つからといって、前記のような環境影響の懸念を無視して保安林の指定解除は許されるものではない。保安林が有する地域のインフラ機能は代替不可能である。

以上のことから三筋山における水源涵養保安林指定解除による風力発電施設建設は、広大な外洋につながる山、川、森、そこに生きる野性生物など伊豆半島に残されている貴重な自然とその恵沢を受けて暮らす地域住民の生活基盤を毀損させ、長い年月のもとで形成され、将来にわたって受け継がれていくべき豊かな風土を損なうものであると考えます。

貴職には、本要望の趣旨をご理解のうえ、ご英断をもって解除申請を認めないご判断を下されることを切望するしだいです。

なお、当方の質問および意見について貴職または県のご回答およびご見解を3月25日までにお届けくださるようお願い申し上げます。

また、ほぼ同文の要望書を森林計画室ならびに森林審議会に送付させていただくことを申し添えておきます。

以上